

秩父市制限付き一般競争入札公告

秩父市告示第98号

業務委託の制限付き一般競争入札（ダイレクト入札）を下記のとおり行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び秩父市契約規則（平成17年秩父市規則第57号）第23条の規定に基づき告示する。

令和 6年 5月 10日

秩父市長 北 堀 篤

記

1 入札対象案件	
(1) 業務委託名	電話交換業務委託
(2) 業種	建築物管理業務
(3) 業務委託場所	埼玉県秩父市熊木町8番15号 秩父市役所本庁舎4階 電話交換室
(4) 履行期間	令和 6年 7月 1日 から 令和 9年 6月30日まで（長期継続契約）
(5) 予定価格	入札執行後（落札決定後）に公表する。
(6) 業務委託概要	<p>1 業務内容 秩父市役所代表電話の電話交換に関する一切の業務</p> <p>2 設備概要 ・交換機本体（オキD-NEO） 一式 ・据置型局線中継台（交換機） 2台 ・外線 ・一般内線電話回線</p> <p>3 就業時間 平日月曜日～金曜日 8時20分～17時15分</p>
2 落札者の決定方法	本件入札は、価格競争方式により落札者を決定する。
3 入札手続きの方法	本件入札は、秩父市期間入札要領により行う。
4 設計図書等	仕様書は、秩父市ホームページ上にて掲載する。
5 設計図書等に関する質問	
(1) 受付期間	<p>令和 6年 5月 13日（月）午前9時00分から 令和 6年 5月 17日（金）正午 まで</p> <p>仕様についての質問等に関しては、別紙質問書にて必要事項記載の上、提出してください。（FAX可。ただし、送信後に到着確認の連絡をお願いします。） なお、期限までに質問書の提出が無い場合は質問無しとみなします。</p> <p>提出先 秩父市役所財務部管財課 電話番号 0494-22-2208（直通） FAX 0494-22-2534</p>
(2) 質問に対する回答	<p>質問に対する回答は、令和 6年 5月22日（水）までに、秩父市ホームページ上で掲示する。</p> <p>入札参加者は、質問書の提出の有無にかかわらず、秩父市ホームページ上に掲載する質問に対する回答の全ての内容を必ず確認した上で、入札に参加すること。 なお、質問に対する回答の全ての内容は、すべての入札参加者に適用する。 また、入札参加者から質問がない場合でも「質問に対する回答」を利用して発注者から入札参加者へお知らせを掲示することがある。</p>
6 応札方法	
(1) 応札期間	<p>持参の場合 令和 6年 5月24日（金）午前 9時00分から 令和 6年 5月30日（木）正午まで</p> <p>郵送の場合 令和 6年 5月24日（金）午前 9時00分から 令和 6年 5月29日（水）まで</p>
(2) 応札場所	秩父市役所財務部管財課（歴史文化伝承館3F）
	日時等を変更する場合は、秩父市ホームページ上で案内する。

7 開札 場所 日時	歴史文化伝承館 5階 第一会議室 令和 6年 5月31日(金) 午前10時30分 日時等を変更する場合は、秩父市ホームページ上で案内する。				
8 入札参加形態	単体企業とする。				
9 入札に参加する者に必要な資格					
(1) 資格者名簿への登録	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 10%;">業種</td> <td>建築物管理業務 受付・電話交換</td> </tr> <tr> <td colspan="2">本業務委託の入札に係る公告の日において、令和5・6年度物品等入札参加資格登録業者として、上記業種で登録されている者であること。</td> </tr> </table>	業種	建築物管理業務 受付・電話交換	本業務委託の入札に係る公告の日において、令和5・6年度物品等入札参加資格登録業者として、上記業種で登録されている者であること。	
業種	建築物管理業務 受付・電話交換				
本業務委託の入札に係る公告の日において、令和5・6年度物品等入札参加資格登録業者として、上記業種で登録されている者であること。					
(2) 所在地等	ア 埼玉県内に本店、支店又は営業所を有する者であること。 (当該本店、支店又は営業所が、9(1)に規定する業種で名簿登録されている申請事業所であること。) イ 秩父市に納税義務がある場合、市税を滞納していない者であること。				
(3) 受託実績	地方公共団体の電話交換の請負実績がある者(契約書の写しを落札候補者となった際は提出)				
(4) 参加資格	ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。 イ 本業務委託の入札に係る告示の日から落札決定までの期間に、秩父市の契約に係る入札参加等の措置要綱に基づく入札参加停止措置及び秩父市の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。 ウ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者、又は、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなしている者でないこと。ただし、手続開始決定を受けている者を除く。 エ 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと(「秩父市資本関係又は人的関係がある者同士の同一入札への参加制限に関する運用基準」参照。) オ ISO9001の認証取得を有する者であること。				
10 最低制限価格	設定しない。				
11 入札保証金	免除する。				
12 契約保証金	契約金額の100分の10以上 ただし秩父市契約規則第10条第2項の適用を受けることが可能である。 ※秩父市契約規則第10条第2項3号の規模に関しては、単年でも可とする。				
13 支払条件	(1) 前払金 なし (2) 部分払 あり 確認検査終了後、毎月清算				
14 入札に関する注意事項					
(1) 入札書に記載する金額	落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。				
(2) 入札の執行	入札に参加する者の数が1者であっても、入札を執行する。				
(3) 提出書類	入札書提出の際に入札金額見積内訳書の添付をすること。				
(4) 入札回数	ア 再度入札は1回とする。 イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。				
(5) くじ	落札候補者となるべき価格について同価の入札が2者以上あった場合は、落札者の決定を保留し、当該入札をした者(以下「同一価格者」という。)に出席を求め、くじを引かせて落札者を決定するものとする。				
(6) 入札の辞退	入札の参加者は、入札書等を提出した後においても、開札までの間に入札辞退届を財務部管財課へ持参又は郵送した場合には、当該入札を辞退できる。この場合においては、入札辞退届の提出があった者の入札書は開封せず、提出された入札書等は返却しないものとする。 入札書等が提出期間内に到達しなかった場合は、当該入札を辞退したものとみなす。				

1 5 参加資格審査（事後審査）	
(1) 提出書類	落札候補者は、「制限付き一般競争入札参加資格等確認資料」（9 入札に参加する者に必要な資格）等の指定された書類を、開札日翌日（その日が土曜日、日曜日、祝日及び年末年始の場合は、その直後の平日）午後4時00分までに財務部管財課へ持参により提出すること。 なお、提出期限までに提出しない場合は資格審査を辞退したものとみなし、辞退届の提出を求めるものとする。
(2) 資格審査	資格審査については、落札候補者から予定価格以下の金額で応札したものを対象として、最低価格入札者から入札価格の低い順に実施し、入札参加資格を満たしている者が確認できるまで行うものとする。
(3) 審査結果通知	落札候補者について資格審査の結果、落札者として認められた場合は、すみやかに連絡するものとし、資格がないと認められた場合は、入札参加資格審査結果通知書（様式第6号）を通知するものとする。
(4) その他	入札参加資格がない旨の入札参加資格審査結果通知書を受けた者は、通知の日から3日以内に書面により入札参加資格を満たさないとされた理由について説明を求めることができる。
1 6 入札の無効	次に掲げる事項に該当する入札は無効とする。 期間入札に関する留意事項による
1 7 その他	(1) 入札参加者は、入札後、この公告、仕様書（質問回答書を含む。）及び現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。 (2) 入札に際し談合情報があった場合は、次のとおり取り扱うことがある。 ア 談合情報があった場合、事情聴取、誓約書の徴収並びに公正取引委員会への通報を行うことができる。 イ 入札談合の疑いがあると認められたときは、入札の執行を取りやめることができる。 ウ 契約締結後に、入札談合の事実があったと認められる証拠を得たときは、契約を解除することができる。 (3) この契約を締結した会計年度の翌年度以降において、当該業務委託に係る予算措置がなされない場合は変更契約の締結又は、契約の解除を行う。 この場合、秩父市は損害賠償の責めを一切負わないものとする。
1 9 問い合わせ先	秩父市役所 財務部管財課 電話番号 0494-22-2208（直通） FAX 0494-22-2534